

国地契第94号
国官技第305号
国営計第170号
平成15年3月10日

各地方整備局総務部長
企画部長
営繕部長 へ

国土交通省大臣官房地方課長
国土交通省大臣官房技術調査課長
国土交通省大臣官房官庁営繕部営繕計画課長

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第10条に関する手続について

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「入札契約適正化法」という。）第10条に基づき、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があると疑うに足りる事実（以下「10条通知事実」という。）を公正取引委員会に対し通知する場合の手続きについては、下記により取扱われたい。

記

1 通知

工事について入札談合に関する情報があった場合又は職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、「公正入札調査委員会の設置等について」（平成15年3月10日付け国土交通省地契発第92号。以下「設置等通達」という。）に規定する公正入札調査委員会での調査審議の結果、10条通知事実該当するとされた場合は、入札契約適正化法第10条に基づき、公正取引委員会に対し引き続き適切に通知を行うこととする。

2 通知の手続き

従来より、10条通知事実がある場合、設置等通達にしたがって公正取引委員会に通知してきているところであるが、特に、入札の取り止め又は無効、契約の解除等（以下「入札の取り止め等」という。）に至る場合には、当該工事を所管する地方整備局長は、別記様式により、公正取引委員会事務総局地方事務所長（関東地方にあっては事務総局審査局管理企画課長）に対しその事実を通知するものとする。入札の取り止

め等について、個別に疑義のある場合には事前に本省地方課まで協議されたい。

なお、公正取引委員会の窓口は、公正取引委員会事務総局地方事務所審査課（又は第一審査課、関東地方にあつては事務総局審査局管理企画課情報管理室）である。この場合、各地方事務所の管轄区域に注意すること。

3 本省への連絡

上記2の地方整備局長からの通知と同時に、当該地方整備局総務部長から本省大臣官房地方課長へ当該通知を報告するものとする。

以上の手続についてのフローを参考までに別紙に示す。

別記様式

(用紙A4)

番 号

年 月 日

公正取引委員会事務総局
地方事務所長 殿

又は

公正取引委員会事務総局
審査局管理企画課長 殿

〇〇地方整備局長 印

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第10条の通知について

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第10条に基づき、下記内容の
通り通知する。

記

1. 談合情報報告書（写）
2. 事情聴取書（写）
3. 誓約書（写）
4. 工事費内訳書
5. 入札書
6. 入札調書（写）
7. 入札に関する連絡（無効、延期、取消し）
8. その他関連資料
9. 法第10条に該当すると疑うに足りる事実について
10. 本件連絡先

※該当する資料を添付すること

(参考) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第10条に関する手続きについて (入札の取り止め等に至る場合)

(疑義の事実の把握)

